

津幡町選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票所内、期日前投票所及び津幡町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年1月23日

津幡町選挙管理委員会

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | くじを行う場所 | 津幡町役場 総務部総務課 |
| 2 | くじを行う日時 | 令和8年1月27日 午後5時30分 |